

県南広域振興局長告示第98号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成18年9月8日

県南広域振興局長 酒井俊巳

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 奥州市水沢区佐倉河道下22番1、22番2、22番4、23番2、24番1、24番2、25番1、25番2、25番3、26番1、26番3、26番4、27番3、32番、33番、34番1、35番1、39番1、42番1、61番2、146番、147番及び148番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 奥州市水沢区中町127番地 株式会社マツヤ